

業務指示書

カンボジア国道路・橋梁の維持管理能力強化プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年2月19日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 石岡 秀敏 Ishioka.Hidetoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2015年2月24日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の() に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：道路及び橋梁維持管理に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括/橋梁維持管理技術）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：橋梁維持管理に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：カンボジア 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 道路維持管理計画】

- 1) 類似業務の経験：道路維持管理に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：カンボジア 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年3月6日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(KHR1 = 0.029 円, US\$1 = 117.93 円, EUR1 = 133.23 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () プレゼンテーションは実施しません。
- (○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
 - () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
 - (○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。
- (1) 実施時期： 3月11日(水) 14:00 ~ 17:00
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
- (2) 実施場所：独立行政法人国際協力機構 208会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- (○) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/橋梁維持管理技術
道路維持管理計画

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

26.67 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年3月17日(火)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。
 - ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
 - ②業務の実施方針等
 - ③業務従事予定者の経験・能力
 - ④若手育成加点*
 - ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価 1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表
カンボジア国道路・橋梁の維持管理能力強化プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/橋梁維持管理技術	(32.00)	(13.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	1.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	3.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(13.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	(8.00)	(14.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	8.00	8.00
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 道路維持管理計画	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

カンボジアにおける主要な交通手段は道路、鉄道、水運（河川、湖）であるが、そのうち道路輸送の占める割合は旅客輸送の約 65%、貨物輸送の約 70%（2006 年、公共事業運輸省（以下、MPWT）より）となっており、道路輸送が大きな役割を果たしている。しかし、カンボジアの道路網（総延長 48,345km、このうち国道及び州道 13,345km）（2012 年）のほとんどは 1920～30 年代に建設された古い道路であり、1970 年以降の内戦の影響により主要道路・橋梁等の多くが破壊された。このため、内戦終結後に、我が国を含む各国ドナー支援により、復旧・改修や計画策定を中心とした支援が行われてきた。現在は、これらドナー協力により舗装率（2012 年現在）はいわゆる一桁国道（国道 1～8 号線の 2,117km）が 99.1% となっている。昨今では、重量車両の通行、定期的発生する川の氾濫等のため、道路・橋梁ともに劣化が進んでおり、カンボジア国内の道路・橋梁の維持管理の必要性及び重要性が高まっている。しかし、カンボジアにおける、道路・橋梁維持管理のための人材、財源、技術、機材はいまだ不足している状況である。

JICA がこれまでに派遣した道路管理アドバイザーや関連技術協力事業の専門家からの技術指導により、道路維持管理に係る点検・記録等の基礎的業務については MPWT 自身で実施できる程度に達しているが、まだ適切な予算要求を行えるほど体系的な方法が確立されていない状況である。特に、橋梁維持管理については定期点検等の基礎的業務も実施されていない状況である。

このような背景のもと、「道路・橋梁の維持管理能力強化プロジェクト」がカンボジア政府より 2012 年 8 月に要請された。本プロジェクトは我が国の「カンボジア国別援助方針」において重点分野とされている「経済基盤の強化」のうちの開発課題「経済インフラの整備」に対応するものであり、実施の意義は高いと判断し、2014 年 10 月に実施した詳細計画策定調査にて本プロジェクトの実施妥当性を検討した。本調査結果を踏まえ、本プロジェクト実施の妥当性を認識し、2014 年 12 月にカンボジア政府と JICA との間で実施における合意文書（Record of Discussions（以下、R/D））を締結した。本業務は、MPWT 道路維持管理局（以下、RID）をカウンターパート機関とする本プロジェクトを実施するものである。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

道路・橋梁の維持管理能力強化プロジェクト

(2) 上位目標

MPWT によって道路と橋梁が適切に維持管理される。

(3) プロジェクト目標

道路・橋梁の維持管理に係る RID の業務監理能力が強化される。

(4) 期待される成果

成果 1. RID の橋梁の維持管理サイクルが整備される。

成果 2. RID の道路と橋梁の点検能力が強化される。

成果 3. RID の道路と橋梁の補修能力が強化される。

成果 4. 道路と橋梁の維持管理サイクルが地方公共事業運輸局（以下、DPWT）と関連組織に広められる。

（5）活動の概要

【成果 1 関連】

- 1-1. 現行の橋梁維持管理サイクルを現行の日本のシステムに照らしてレビューする。
- 1-2. レビュー結果に即して、適切な橋梁維持管理を構築するための橋梁維持管理サイクル年間アクション・プランを提案する。
- 1-3. 上記アクション・プランを試行する。
- 1-4. 橋梁の維持管理サイクルに関するワークショップを開催する。
- 1-5. 来年度の維持管理予算計画案を準備する。

【成果 2 関連】

- 2-1. データベースの骨子を含む道路維持管理マニュアルをレビュー・整備する。
- 2-2. 他事例を紹介、レビューしつつ、データベースの骨子を含む橋梁維持管理マニュアルを新規作成する。
- 2-3. 道路と橋梁の点検に関する研修ワークショップを開催する。
- 2-4. 対象地域の DPWT において道路と橋梁を点検し、補修費用の概算を算出する。
- 2-5. 対象地域の DPWT において点検結果をデータベースに入力する。
- 2-6. レビュー・ワークショップを開き、これまでの活動の教訓を反映しながら道路と橋梁の維持管理マニュアルを改訂する。

【成果 3 関連】

- 3-1. 道路補修マニュアルをレビュー・整備する。
- 3-2. 他事例を紹介、レビューしつつ、橋梁補修マニュアルを新規作成する。
- 3-3. 道路と橋梁の補修に関する研修ワークショップを開催する。
- 3-4. 対象地域の DPWT において点検結果に基づきパイロット補修工事の対象となる道路と橋梁を選定する。
- 3-5. 対象地域の DPWT において活動 3-4 で選定された道路の橋梁の補修計画を作成する。
- 3-6. 対象地域の DPWT において活動 3-4 で選定された道路と橋梁を補修する。
- 3-7. 上記補修結果を評価する。
- 3-8. レビュー・ワークショップを開き、これまでの活動の教訓を反映しながら道路と橋梁の補修マニュアルを改訂する。

【成果 4 関連】

- 4-1. 道路と橋梁の点検に関するセミナー・研修を実施する。
- 4-2. 道路と橋梁の補修に関するセミナー・研修を実施する。
- 4-3. プロジェクト総括セミナーを実施する。

（6）対象地域

MPWT 管理下の道路・橋梁を対象とする。またパイロットプロジェクトとして道路・橋梁の点検と補修を 3 箇所の DPWT（補修についてはうち 2 箇所）で実施する。なお、対象となる DPWT についてはプロジェクト期間中の合同調整員会（以下、JCC）により選定することとする。

(7) 相手国側実施機関

公共事業運輸省道路維持管理局

(Road Infrastructure Department of Ministry of Public Works and Transport : RID MPWT)

3. 業務の目的

「道路・橋梁の維持管理能力強化プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係るR/Dに基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

4. 業務の範囲

本業務は、JICAが2014年12月にMPWTと締結した「カンボジア国道路・橋梁の維持管理能力強化プロジェクト」のR/Dの枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 業務の実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 業務の実施方針及び留意事項

(1) 本プロジェクトで使用する用語について

本プロジェクトの活動を通して作成する以下3点について、説明する。

① 年間アクション・プラン

適切な維持管理を実施するための次年度の具体的な実施方針、施策、活動内容、予算計画が明記された業務計画を意味する。

② 維持管理マニュアル

維持管理マニュアルには「点検業務方法」「維持管理に係る関連組織図」「データベースの使用方法及び活用方法」「その他必要情報」を内容に含む。道路維持管理マニュアルにおいては既存のものが存在し、橋梁維持管理マニュアルは既存のものが存在しない。これより、本プロジェクトでは既存の道路維持管理マニュアルの改訂と橋梁維持管理マニュアルの作成を実施する。

③ 補修マニュアル

補修マニュアルは「補修業務方法」「その他必要情報」を内容に含む。道路補修マニュアルにおいては既存のものが存在し、橋梁補修マニュアルは既存のものが存在しない。これより、本プロジェクトでは既存の道路補修マニュアルの改訂と橋梁補修マニュアルの作成を実施する。

(2) チーフアドバイザーとの連携

本プロジェクトのコンサルタントは技術面でRIDを支援することが主たる業務となる。一方で本プロジェクトには政策的な視点も必要であることから、プロジェクト期間中はチーフアドバイザーとして国土交通省推薦の長期専門家(2015年3月派遣予定)を派遣する。コンサルタントは、チーフアドバイザーの業務を考慮した上、相乗効果を発揮できるよう留意すること。なお、ワークショップ及びセミナーそのものの開催費用は本契約とは別途用意することから、見積書への計上は不要である。

なお、チーフアドバイザーの業務内容は貸与資料の「長期専門家 業務内容 (TOR)」に記載されているため、十分に確認すること。

(3) パイロットプロジェクトについて

本プロジェクト期間中に対象地域を選定し、対象地域内にて点検業務及び点検結果を受けた補修業務を実施する。対象とする地域は、日本側とカンボジア側双方の協議の下、JCCで決定する。特に、2015年度に実施するパイロットプロジェクトの対象地域は第一回 JCC (2015年4月開催予定) にて決定することとする。パイロットプロジェクトに必要な維持管理機材 (点検ハンマー、クラックゲージ、安全帯/反射ベルト、鉄筋探査機等) については日本側負担の供与機材としてコンサルタントが調達することとする。(詳細については、第3業務実施上の条件「5. 機材」を参照。) なお、パイロットプロジェクトにおける各工事に係る責任もカンボジア側が負うことになるが、本プロジェクトの活動の一環として実施されることから、各工事の実施にあたって、コンサルタントは「ODA 建設工事安全管理ガイダンス」(2014年9月) に沿った工事安全管理をカンボジア側に行うよう指導すること。

(4) 本邦研修について

本プロジェクトでは、3年間で3回の本邦研修(各年度10月頃に1回ずつ、各回2週間、5名程度)を予定している。本研修は、道路と橋梁の点検・補修業務に向けた日本での経験や教訓を得ることを目的としているものの、プロジェクト終了後の長期的な視点に立ち、日本で活用されているその他技術についての知見を得られる場とすることも想定している。コンサルタントは、現地での業務に加え、本邦研修も活用し技術移転を行うよう留意し、本案件において必要と考えられる研修分野、研修内容、実施時期・人数・内容及び想定される受入先(現時点での内諾取付けは不要)があれば、プロポーザルにて提案することとする。なお、大まかな時期・規模感は上述のとおりであるが、研修内容等に鑑み、より適切な規模をコンサルタントの提案に基づき設定することを妨げるものではない。

本邦研修については、本コンサルタントが研修実施を行うこととし、本業務にかかる経費は「コンサルタント等契約における研修実施ガイドライン(2014年4月版)」(http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000pwqg3-att/tra_201404_guide.pdf)を参照の上、研修実施に係る部分について積算を行うこと。

(5) 経済財務省への適切な予算確保

本プロジェクトではパイロットプロジェクト結果を受け、来年度に向けた維持管理予算計画をRIDと共に作成するが、予算計画の作成に加え、予算計画を基にRIDが行う経済財務省への予算要求プロセスにおいても、来年度維持管理予算案作成等の支援及び助言を行う。

(6) 無償資金協力「チュルイ・チョンバー橋改修計画」との連携

標記無償資金協力事業準備調査が2015年1月より実施されており、本準備調査実施後には本格的に改修事業が実施される予定である。改修事業実施中においては、当該無償のコンサルタントとも相談しながら、可能な範囲で本プロジェクトと当該無償との連携を図ることとする。連携内容としては、RID技術者を対象として、工

事現場を視察し、大規模改修の現場研修を実施する等を検討しているが、その他提案事項があればプロポーザルにて提案すること。

(7) 広報について

プロジェクトで実施されるパイロットプロジェクトや各種活動を、メディアやプロジェクトニュース作成等を通じて積極的に発信すること。特に、本プロジェクトで実施するワークショップ、セミナー、研修等についてはメディア等を活用して現地へのプロジェクト周知も行うこと。また、日本向けに JICA「ODA 見える化サイト」の活用や、MPWT のオフィシャル・サイトに活動内容を掲載すること等も検討する。なお、具体的な広報活動内容についてはプロポーザルで提案することとする。

(8) モニタリングについて

プロジェクト実施にあたっては、定期的に報告・協議すべき共通のモニタリング項目を定めた Monitoring sheet (JICA 指定フォーム有・配布資料参照) を基に日常的な事業モニタリングを行うこととする。具体的な項目としては、活動報告のほか、成果発現状況、解決すべき実施上の課題・懸案事項、プロジェクトの進捗及び成果に正または負の影響を及ぼす外部要素、がある。コンサルタントは、6 か月に 1 度を目途に、JCC 等での議論もふまえながら C/P 機関と共同で Monitoring Sheet を作成し、JICA カンボジア事務所に提出すること。詳細については配布資料を参照のこと。なお、これに伴い、従来の中間レビュー調査は実施しない予定である。

(9) 事業完了報告書の作成について

コンサルタントは、案件終了時に当該案件の結果を取りまとめる事業完了報告書を作成する。本報告書は原則として英語で作成するものとし、記載すべき事項は配布資料「Contents of the Project Completion Report」を参照のこと。なお、本報告書と上記 Monitoring Sheet の導入に伴い、従来を終了時評価調査は実施しない予定である。

(10) C/P のオーナーシップの確保

本プロジェクトは、成果品となるマニュアルや研修教材等を作成することもさることながら、業務実施のプロセスにおいて如何に C/P の能力を向上させるかが最も重要である。

コンサルタントは、カンボジア側関係機関の主体性を尊重し、そのオーナーシップを引き出しながら、共同作業を通じて彼らが必要な能力を向上させ、自らそれらを活用していくことができるようにしていくプロセスについて十分意識・工夫するものとする。また、プロジェクト成果の定着のためには、作成したマニュアル等を議会等で承認してもらうことやカンボジア側の予算確保に向けた啓発活動も必要になるため、JCC 等も活用しながら、先方への働きかけを行うこと。

(11) プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/P のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の

進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜 JICA に提言を行うことが求められる。JICA は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（先方 C/P との合意文書の変更、契約の変更等）を取ることとする。

(12) 他の援助機関の動向確認

カンボジアでは Road Assetment Management Project (RAMP) (2008-2014 年) がオーストラリア国際開発庁、アジア開発銀行 (ADB)、世界銀行 (WB) の共同出資により実施された。フェーズ 2 として RAMP2 も ADB、WB の共同出資により実施される予定であり、RAMP2 では道路維持管理に係る外注委託化のノウハウについて技術支援が行われる予定である。これより、RAMP2 は本プロジェクトと活動内容の重複はないものの、類似のワーキンググループ等の開催もあり得るため、本プロジェクト実施中においても ADB、WB 等の関連援助機関と定期的に情報共有を行いながら RAMP2 の事業進捗を確認し、類似のワーキンググループ、研修の開催等が無いよう配慮する必要がある。なお、現状での MPWT に存在するデータベースについては、プロジェクト期間中に現状を確認し、更新もしくは再構築について検討することとする。

(13) プロジェクトの実施スケジュール

本プロジェクトでは、成果 1～4 の活動を 1 年間で実施し、このサイクルを合計 3 回プロジェクト期間内で実施することを想定している。特に、パイロットプロジェクトとして実施予定の点検業務と補修業務については、年度毎に対象地域を選定することで、合計 3 箇所でのパイロットプロジェクトを実施することを想定している。なお、補修工事については第一年次と第二年次のみ実施する予定であり、第三年次は対象地域にて点検業務のみ実施し、補修業務については RID が自主的に実施することとする。なお、想定している実施スケジュールの詳細については配布資料の R/D に記載されているため、十分に確認すること。

6. 業務の内容

全体に係る活動

(1) ワークプランおよび Monitoring Sheet の作成・協議

本プロジェクトの詳細計画策定調査や各年次の結果を含む既存の関連資料・情報等を整理したうえで、詳細な調査内容及びスケジュールを検討し、ワークプランに取りまとめる。また、内容をカンボジア側に説明・協議し、基本的了解を得る。Monitoring Sheet については、Ver. 1 作成から 6 ヶ月おきに先方実施機関と協同で更新版を作成し、JICA カンボジア事務所に提出すること。

(2) PDM (Project Design Matrix) の指標の設定

R/D に添付の PDM に記載されている上位目標、プロジェクト目標、成果の指標につき、本プロジェクト開始 3 ヶ月を目途に既存の資料、データのレビュー及び JCC 所属メンバーと協議を行う。なお、指標の目標値、基準値が未設定の項目の具体的な数値の設定、必要に応じた項目の追加、変更等については、事前に JICA と協議を行い、合意を得た上で、カンボジア側と協議を行うこと。

(3) 合同調整委員会(JCC: Joint Coordinating Committee)の開催

以下の業務を目的に、先方政府が主体となって、少なくとも6ヶ月に1回(必要に応じての開催もありうる)の開催頻度でJCCを実施する。JCCの議長は先方実施機関が務める。

- ・ PDMに基づき、毎年のワークプランについて議論し承認する
- ・ 全体の進捗をレビューした上でモニタリングと評価を実施し、必要に応じて毎年の計画を修正する
- ・ プロジェクト実施にあたってのその他の重要な問題について議論する

(4) 本邦研修の実施

本邦研修に関し、本案件で実施すべき研修内容、研修場所、実施時期を固める。また、本邦研修を所管するJICAの国内機関は、研修内容及び研修受入先などから勘案して確定することとする。コンサルタントは、本邦研修の実施に先立ち、研修内容・日程、受入先との調整、研修員人選等、研修実施期間中及び終了後のフォローを行うこととする。

(5) 事業完了報告書の作成

プロジェクト最終時点で業務内容を事業完了報告書として取りまとめ、JICAに提出する。

成果1に係る活動

(6) 年間アクション・プラン案の作成

チーフアドバイザーが行う現行の橋梁維持管理サイクルのレビュー結果に即して、適切な橋梁維持管理を構築するための橋梁維持管理サイクル年間アクション・プラン案をRIDと共に作成する。

(7) RIDの業務内容の確認

実際の橋梁維持管理活動に対し、RIDの監督に同行し、作成した年間アクション・プランに照らし合わせ、必要な指示・監督を行うよう助言する。

(8) 維持管理サイクルに関するワークショップの開催

RID技術者及び管理職向けの橋梁の維持管理サイクルに関するワークショップのための資料をRIDと共に取り纏め、ワークショップにおいて発表を行う。また、ワークショップにおける理解度を確認する。なお、開催にあたっては20名程度の参加者でMPWT内の一室での開催を想定しているが、開催方法については提案事項があればプロポーザルにて提案すること。なお、本ワークショップは先方政府が主体となって開催し、コンサルタントは開催支援を行うものとする。

(9) 橋梁維持管理予算計画案の作成

次年度の橋梁維持管理予算計画案をRIDと共に作成する。

成果2に係る活動

(10) 新道路維持管理マニュアル案の作成

現行の道路維持管理マニュアルをレビューし、レビュー結果に即して新道路維持管理マニュアル案をRIDと共に作成する。

(11) 橋梁維持管理マニュアル案の作成

日本の橋梁維持管理に係るマニュアル等を参考に、橋梁維持管理マニュアル案をRIDと共に作成する。

(12) 点検に関する研修ワークショップの開催

RID 技術者及び管理職向けの道路と橋梁の点検に関する研修ワークショップのための資料をRIDと共に取り纏め、ワークショップにおいて発表を行う。また、ワークショップにおける理解度を確認する。なお、開催にあたっては20名程度の参加者でMPWT内の一室での開催を想定しているが、開催方法については提案事項があればプロポーザルにて提案すること。なお、本ワークショップは先方政府が主体となって開催し、コンサルタントは開催支援を行うものとする。

(13) 対象地域における点検業務の実施

JCCにて決定した対象地域における点検業務に向けて、RIDと共に道路と橋梁の点検計画案をそれぞれ準備する。準備した各点検計画案をチーフアドバイザーの了承の上、点検計画に沿って実際にRID及び対象地域における地方公共事業運輸局(DPWT)と共に点検業務を実施し、補修費用の概算を算出する。

(14) 点検結果の入力

RIDと共に道路と橋梁の点検結果を各データベースに入力する。

(15) 維持管理マニュアル案の改訂

点検業務結果を受け、作成した新道路維持管理マニュアル及び橋梁維持管理マニュアルをRIDと共に改訂する。

(16) 点検に関するレビュー・ワークショップの開催

改訂版の新道路維持管理マニュアル及び橋梁維持管理マニュアルに即し、RID及び対象地域のDPWT向けの道路と橋梁の点検に関するレビュー・ワークショップのための資料をRIDと共に取り纏め、レビュー・ワークショップにおいて発表を行う。また、レビュー・ワークショップにおける理解度を確認する。なお、開催にあたっては30名程度の参加者で対象地域のDPWT内の一室での開催を想定しているが、開催方法については提案事項があればプロポーザルにて提案すること。なお、本レビュー・ワークショップは先方政府が主体となって開催し、コンサルタントは開催支援を行うものとする。

成果3に係る活動

(17) 新道路補修マニュアル案の作成

現行の道路補修マニュアルをレビューし、レビュー結果に即して新道路補修マニュアル案をRIDと共に作成する。

(18) 橋梁補修マニュアル案の作成

日本の橋梁補修に係るマニュアル等を参考に、橋梁補修マニュアル案を RID と共に作成する。

(19) 補修に関する研修ワークショップの開催

RID 技術者及び管理職向けの道路と橋梁の補修に関する研修ワークショップのための資料を RID と共に取り纏め、ワークショップにおいて発表を行う。また、ワークショップにおける理解度を確認する。なお、開催にあたっては 20 名程度の参加者で MPWT 内の一室での開催を想定しているが、開催方法については提案事項があればプロポーザルにて提案すること。なお、本ワークショップは先方政府が主体となって開催し、コンサルタントは開催支援を行うものとする。

(20) 補修工事実施必要箇所リストの作成

点検結果を基に、点検業務を行った地域の中から補修工事実施必要箇所リストを RID と共に道路と橋梁それぞれ作成する。本リストにおいては補修工事実施必要箇所を優先順位付けして作成することとする。

(21) 補修工事実施箇所における補修業務の実施

補修工事実施必要箇所リストを基にチーフアドバイザーが決定した補修工事実施箇所における補修業務に向けて、RID と共に道路と橋梁の補修計画案をそれぞれ準備する。準備した各補修計画案をチーフアドバイザーが了承の上、補修計画に沿って実際に RID 及び対象地域における地方公共事業運輸局 (DPWT) と共に補修業務を実施する。

(22) 補修結果報告書案の作成

RID と共に道路と橋梁の補修結果報告書案を作成する。

(23) 補修マニュアル案の改訂

補修業務結果を受け、作成した新道路補修マニュアル及び橋梁補修マニュアルを RID と共に改訂する。

(24) 補修に関するレビュー・ワークショップの開催

改訂版の新道路補修マニュアル及び橋梁補修マニュアルに即し、RID 及び対象地域の DPWT 向けの道路と橋梁の補修に関するレビュー・ワークショップのための資料を RID と共に取り纏め、レビュー・ワークショップにおいて発表を行う。また、レビュー・ワークショップにおける理解度を確認する。なお、開催にあたっては 30 名程度の参加者で対象地域の DPWT 内の一室での開催を想定しているが、開催方法については提案事項があればプロポーザルにて提案すること。なお、本レビュー・ワークショップは先方政府が主体となって開催し、コンサルタントは開催支援を行うものとする。

成果 4 に係る活動

(25) 関連機関向け点検セミナーの開催

各 DPWT とその他関連機関向けの道路と橋梁の点検に関するセミナーのための資

料をRIDと共に取り纏め、セミナーにおいて発表を行う。また、セミナーにおける理解度を確認する。なお、開催にあたっては50名程度の参加者でMPWT内の一室での開催を想定しているが、開催方法については提案事項があればプロポーザルにて提案すること。なお、本セミナーは先方政府が主体となって開催し、コンサルタントは開催支援を行うものとする。

(26) 関連機関向け補修セミナーの開催

各DPWTとその他関連機関向けの道路と橋梁の補修に関するセミナーのための資料をRIDと共に取り纏め、セミナーにおいて発表を行う。また、セミナーにおける理解度を確認する。なお、開催にあたっては50名程度の参加者でMPWT内の一室での開催を想定しているが、開催方法については提案事項があればプロポーザルにて提案すること。なお、本セミナーは先方政府が主体となって開催し、コンサルタントは開催支援を行うものとする。

(27) プロジェクト総括セミナーの開催

プロジェクト総括セミナーのための資料をRIDと共に取り纏める。

7. 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は事業完了報告書とし、(2)の技術協力成果品を添付するものとする。

報告書等	時期等	言語・部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	和文5部
ワークプラン	2015年4月上旬	和文5部 英文5部
Monitoring Sheet Ver.1	2015年8月上旬	英文5部
Monitoring Sheet Ver.2	2016年2月上旬	英文5部
Monitoring Sheet Ver.3	2016年8月上旬	英文5部
Monitoring Sheet Ver.4	2017年2月上旬	英文5部
Monitoring Sheet Ver.5	2017年8月上旬	英文5部
事業完了報告書(C/R)	2018年3月上旬	英文5部 和文サマリー5部 CD-R 5枚

事業完了報告書(C/R)については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化(CD-R)の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目(案)は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICAとコンサルタントで協議、確認する。

ア) Monitoring Sheet Ver.1の作成

①コンサルタントは、JICAと派遣前の事前打合せを開催し、Monitoring Sheet I

&II Ver.0 を共有するとともに、Monitoring Sheet I & II Ver.1 (案) 作成方針について確認し、その結果を踏まえ、Monitoring Sheet I & II Ver.1 (案) を作成する。

- ② 案件開始時にコンサルタントは Monitoring Sheet I & II Ver.1 (案) につき先方実施機関と協議し、R/D 署名時に合意した PDM、PO からの変更点の有無を確認する。
- ③ 先方実施機関との協議の結果、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、R/D の変更を要するため、コンサルタントは、R/D および添付の PDM、PO の変更 (案) およびその変更を反映したおよびその変更を反映した Monitoring Sheet I & II Ver.1 (案) を作成する。プロジェクトレベルで修正可能な項目については必要に応じて修正し、Monitoring Sheet I & II Ver.1 として合意する。
- ④ R/D 変更を要する場合は、コンサルタントは、相手国実施機関との協議結果と共に、R/D および添付の PDM、PO の変更 (案)、Monitoring Sheet I & II Ver.1 (案) を提出する。R/D 変更不要の場合は、Monitoring Sheet Summary, I, II Ver.1 を総括名で JICA カンボジア事務所に提出。

注1：プロジェクトの基本計画に関する事項【R/D 本文および PDM 記載項目：案件名称、協力期間、プロジェクトサイト、ターゲットグループ、相手国側実施機関、上位目標、プロジェクト目標、成果、活動、投入、実施体制】の変更を要する場合は、R/D の変更を要するため、コンサルタントは、相手国実施機関との協議結果と共に Monitoring Sheet Ver.1 (案) を JICA カンボジア事務所に提出する。JICA はプロジェクトからの報告を受け、R/D 改訂を検討した上で JICA カンボジア事務所に対し署名を指示する。

注2：プロジェクトの基本計画の詳細に関するもの【PO のスケジュール欄に記載の項目：活動スケジュール、投入スケジュール、相手国側 C/P 配置の詳細 (人員交代等)】については、プロジェクトレベルで修正・合意可。(ただし、同変更に伴う契約変更等手続きについては別途の定めによる。)

- ⑤ JICA は提出された Monitoring Sheet Summary, I, II Ver.1 内容を確認し、コンサルタントにフィードバック内容を伝達。

イ) 定期 Monitoring Sheet の作成

- ① コンサルタントは RID と共同で Monitoring Sheet Summary, I, II を作成し、総括名で JICA カンボジア事務所に提出。提出頻度は6か月に一度とする。
- ② JICA は提出された Monitoring Sheet Summary, I, II の内容を確認し、JICA カンボジア事務所を通じてコンサルタントにフィードバック内容を伝達。

ウ) プロジェクト事業完了報告書記載項目 (案)

1. Basic Information of the Project
 1. Country
 2. Title of the Project
 3. Duration of the Project (Planned and Actual)
 4. Background (from Record of Discussions (R/D))

5. Overall Goal and Project Purpose (from Record of Discussions (R/D))
6. Implementing Agency

II. Results of the Project

1. Results of the Project

1-1 Input by the Japanese side (Planned and Actual)

1-2 Input by the Cambodia side (Planned and Actual)

1-3 Activities (Planned and Actual)

2. Achievements of the Project

2-1 Outputs and indicators

(Target values and actual values achieved at completion)

2-2 Project Purpose and indicators

(Target values and actual values achieved at completion)

3. History of PDM Modification

4. Others

4-1 Results of Environmental and Social Considerations (if applicable)

4-2 Results of Considerations on Gender/Peace Building/Poverty Reduction

(if applicable)

III. Results of Joint Review

1. Results of Review based on DAC Evaluation Criteria

2. Key Factors Affecting Implementation and Outcomes

3. Evaluation on the results of the Project Risk Management

4. Lessons Learnt

IV. For the Achievement of Overall Goals after the Project Completion

1. Prospects to achieve Overall Goal

2. Plan of Operation and Implementation Structure of the Cambodia side to achieve Overall Goal

3. Recommendations for the Cambodia side

4. Monitoring Plan from the end of the Project to Ex-post Evaluation

(If the Project will be continuously monitored by JICA after the completion of the Project, mention the plan of post-monitoring here.)

ANNEX 1: Results of the Project

(List of Dispatched Experts, List of Counterparts, List of Trainings, etc.)

ANNEX 2: List of Products (Report, Manuals, Handbooks, etc.) Produced by the Project

ANNEX 3: PDM (All versions of PDM)

ANNEX 4: R/D, M/M, Minutes of JCC (copy) (*)

ANNEX 5: Monitoring Sheet (copy) (*)

(Remarks: ANNEX 4 and 5 are internal reference only.)

Separate Volume: Copy of Products Produced by the Project

注) 業務の完了を確認するための成果品として位置付けられるため、特記仕様書及び業務計画書に記載される業務内容を網羅すること。

上述の Monitoring Sheet 及びプロジェクト事業完了報告書の作成にあたっては、チーフアドバイザー及びRIDと協力して本プロジェクト全体について作成するものとするが、報告書の作成及び印刷はコンサルタントが行う。なお、成果品として JICA に提出する際には、各報告書のうち、その記述にコンサルタントが関与していない部分があれば、その旨を記載した補足説明資料（様式は任意）を添付すること。

(2) 技術協力成果品

コンサルタントは、以下の資料を作成し、提出すること。なお、提出に当たっては、事業完了報告書に添付して提出することとする。

- ア 年間アクション・プラン
- イ 新道路維持管理マニュアル
- ウ 橋梁維持管理マニュアル
- エ 新道路補修マニュアル
- オ 橋梁補修マニュアル

(3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して JICA に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICA に報告するものとする。

- ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- イ 活動に関する写真
- ウ WBS (Work Breakdown Structure)
- エ 業務フローチャート

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画

本業務については、2015年4月上旬に業務を開始し、2018年3月のプロジェクト終了を予定している。2015年8月上旬を目途に Monitoring Sheet Ver.1 を提出する。その後、6か月おきに Monitoring Sheet を作成・提出し、2018年3月上旬までに事業完了報告書を作成し提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

（全体） 約 86M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を想定するが、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。

なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認められる。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ア) 総括/橋梁維持管理技術(2号)
- イ) 橋梁補修技術
- ウ) 橋梁点検技術
- エ) 道路維持管理計画(3号)
- オ) 道路維持管理技術
- カ) 業務調整/道路・橋梁点検補助

3. 対象国の便宜供与

・ JICA 専門家用プロジェクト事務所：プロジェクト事務所は、プロジェクト開始までに MPWT の建物内に一室用意される予定である。インターネット環境やコピー機などの基礎的なオフィス家具は用意される予定である。

4. 参考資料

(1) 配布資料

以下の資料を配布資料とする。

- ・ モニタリングに関する説明資料(Monitoring sheet および Contents of the Project Completion Report を含む)
- ・ カンボジア 国別援助方針
- ・ 「カンボジア国道路・橋梁の維持管理能力強化プロジェクト」R/D
- ・ 「カンボジア国 建設の品質管理強化プロジェクト」専門家業務完了報告書
- ・ 「カンボジア国 国道橋梁の改善調査プロジェクト」詳細計画策定調査報告書

(2) 貸与資料

以下の資料を貸与資料とし、連絡先は以下のとおりとする。

※連絡先：社会基盤・平和構築部運輸交通・情報通信 G（担当：風間）

（TEL:03-5226-8129）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・「カンボジア国道路・橋梁の維持管理能力強化プロジェクト」要請書（写）・「カンボジア国道路・橋梁の維持管理能力強化プロジェクト」詳細計画策定調査報告書（案）・長期専門家 業務内容（TOR） |
|--|

（3）公開資料

以下の資料は JICA 図書館（以下の URL 参照）より閲覧可能。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・「カンボジア国 全国道路網調査」事前調査報告書
http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000164469.html・「カンボジア国 全国道路網調査」最終報告書
http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000170285.html・「カンボジア国 全国道路網整備計画に係る基礎情報収集調査」最終報告書と文要約
http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000009525.html・「カンボジア国 橋梁改善調査プロジェクト」最終報告書と文要約
http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000009818.html |
|---|

5. 機材

本プロジェクトでは、パイロットプロジェクトに必要な維持管理機材（点検ハンマー、クラックゲージ、安全帯/反射ベルト、鉄筋探査機等）についてコンサルタントが調達し、先方実施機関に供与することを想定しているが、パイロットプロジェクトの詳細はプロジェクト進捗に従って決定されるため、現段階での見積金額の計上は不要である。機材の購入方法等は、「委託契約等における機材調達・管理ガイドライン」（http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00001nk148-att/equ_201204_guide.pdf）に従うこと。また、資機材の仕様については、各国の事情に則し、プロジェクト終了後も先方実施機関の責任で維持管理可能なものとする。

なお、本契約において調達する供与機材について、コンサルタントが輸出貿易管理令及び輸出に関するその他法令により輸出申告書類として、許可証及び証明書の取得を要するか否かを確認し、JICA に対して所定の様式により報告するものとする。また、本契約により調達した資機材を含め、コンサルタントが当該国に持ち込み、本邦に持ち帰らない機材であり、かつ輸出許可を取得するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

6. 現地再委託

本プロジェクトでは、現地再委託は想定していないが、現地再委託を提案する事項がある際にはプロポーザルにてその旨、記載すること。現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000kzw94-att/ent_201204_guide.pdf) に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施・監督方法等につき、可能な範囲でより具体的な提案を行うこと。

7. 見積もりの分離

本プロジェクトでは、航空賃以外に見積価格を分けて提示するものはない。

8. その他留意事項

(1) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(2) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICAカンボジア事務所等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等については同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。